

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月から45年5月までの期間及び52年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から45年5月まで
② 昭和51年11月から53年3月まで

国民年金への加入手続や保険料の納付方法及び納付した保険料が還付されたことなどについては、40年も50年も前のことなので全く覚えていないが、私は、国民年金保険料は当然払わなければならないと考えていたし、払うべきものはきちんと払っていたと思うので、申立期間が未加入・未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

被保険者台帳の記録によれば、申立人の申立期間①の国民年金保険料は、当初納付済みとされていたが、昭和53年6月7日に還付決定されたことが確認できる。

しかし、申立期間①については、被用者保険に加入していた形跡は見当たらないことから、制度上、国民年金に強制加入となるべき期間であり、行政側の誤った事務処理により、納付済みの保険料が過誤納処理されたものと認められる。

また、申立人の資格取得年月日については、昭和53年6月に、35年*月*日から52年1月1日に記録訂正されたことから、申立期間②のうち51年11月及び同年12月の2か月は国民年金の未加入期間となったため保険料を納付することはできないものの、申立期間②のうち未納期間とされた52年1月から53年3月までの15か月については、その時点において過年度納付することが可能であったことに加え、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであり、申請免除期間の追納や前納を行って納付意識の高かった申立人が、申立期間②のうち52年1

月から 53 年 3 月までの 15 か月分の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 6 月から 45 年 5 月までの期間及び 52 年 1 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年11月から50年3月まで
両親と私の家族三人の国民年金加入手続や保険料の納付はすべて父親が行った。父親はすでに他界しているため詳しいことは分からないが、申立期間が両親は納付済みなのに私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立期間を除き、申立人の国民年金加入期間に未納は無い。

また、申立人の家族の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金制度準備期間中の昭和35年10月に申立人の母親と一緒に加入手続し、夫婦共に60歳までの国民年金加入期間中に、申立期間前の46年度の12か月分を除き未納が無かったことが確認できることから、申立人の父親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人家族の国民年金保険料の納付記録を見ると、申立期間に続く昭和50年度は現年度納付、51年度は前納されていることが確認できることから、納付意識の高かった父親が、申立期間の5か月分の国民年金保険料を納付しない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年2月までの期間及び40年9月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から40年2月まで
② 昭和40年9月から41年3月まで

昭和37年に20歳となった際、父親が自分の国民年金加入手続を行い保険料もずっと納付してきたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳記号番号により、申立人は昭和41年8月頃に加入手続をし、20歳の時までさかのぼって資格取得したものと推認されるが、申立期間①のうち、37年9月から39年6月までの国民年金保険料は、申立人が国民年金に加入手続をしたと推認される時期においては、時効のため過年度納付することはできない。

また、申立人は、申立人の父が昭和37年に申立人が20歳になった際に国民年金の加入手続をしたと述べているが、その当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料額や納付書等の記憶も曖昧であり、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。